

しっかり知っておこう！

BC州労働基準法セミナー

参加対象者

現在何らかの仕事をして
おられる方、雇用主の
方、求職中の方、留学サ
ポートセンター&エージェン
ト及び語学学校の関係
者の方等、どなたでも参
加できますので、皆さんふ
るってご参加ください。



記

日 時：2010年10月29日（金曜日）午後4:00～6:00

受付開始：午後3:30

場 所：日本国総領事館、9階多目的ホール
(900-1177 West Hastings St., Vancouver)

言 語：英語（日本語通訳付）

BC州ですでに仕事しておられる皆さん、あるいは求職中の皆さんはBC州の労働基準法をどの程度ご存知でしょうか。BC州で働き始めて間もない方だけでなく、移民をされて長く住んでおられる方の中にも、雇用主から不当な扱いを受けて争いとなり、お困りの方が多くおられます。従業員、雇用主、マネージャー等、それぞれ立場は違うかもしれませんが、少しでもトラブルを避けるために、この機会にBC州の労働基準法の基礎をしっかりと理解しておかれてはいかがでしょうか。

今回のセミナーでは、BC州ローワーメインランド雇用基準局（Employment Standard Branch, Lower Mainland Region）のロッド・ピアンチーニ所長をお迎えして、BC州労働基準法の概要、また実際に争いが起きた場合の解決法などをお話していただきます。

申し込み方法：

参加ご希望の方は、隣組：604-687-2172までお申し込み願います。席に限り（70席）がありますので、先着順で受付け、空席が無くなり次第、申し込みの受付を終了いたします。お早めにお申し込みください。

共催：在バンクーバー日本国総領事館、隣組